

市・県民税の 申告相談が

2月16日(金)

から始まります

市・県民税の申告相談を、2月16日(金)～3月15日(木)の期間で行います。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。申告相談の日程は広報1月号に掲載していますので、ご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

問い合わせ

税務課市民税係

☎ 0824・73・1146

または各支所市民生活係

医療費控除についての重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を添付すると、明細の記入を省略できますが、次の6項目が記載されている必要があります。

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

①～⑥項目のうち、一つでも欠けていると申告では使えません。

※「国民健康保険及び後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ」を「医療費控除の明細書」の代わりに添付することはできませんので、ご注意ください(本

人負担額が記載されていないため)。

医療費控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご覧ください。

お願い

①農業所得の申告をする人は、必ず「収支内訳書」または「月別集計表」を作成して、当日持参してください。

②医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を作成して、当日持参してください。(様式は、市役所本庁舎・支所に用意しています。国税庁ホームページからもダウンロードできます。)

スウィッチOTC薬控除を受ける人は、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを明らかにする書類(予防接種の領収書や健康診断の結果通知など)の添付または提示が必要です。

※農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、また、医療費控除を受ける人で明細書を作成していない人は、申告相談の時間短縮のため、会場でご

マイナンバーの確認と 本人確認にご協力ください

申告書等にはマイナンバー(個人番号)が法定記載事項であるため、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」を実施します。

申告相談へお越しになるときは、申告する方全員分の「通知カード」と「本人確認書類」または「マイナンバーカード」または「個人番号カード」を忘れずに持参してください。(郵送で提出の場合も写しの添付が必要です。)

本人に作成していただくこととなります。あらかじめ、「ご承知ください」。

※土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある人は、庄原税務署へ直接ご相談ください。



庄原税務署からのお知らせ

確定申告書用紙の送付が変わります

平成28年分確定申告で、下記の関係団体などで相談して申告書を提出した方へは、お知らせのはがきまたは通知書を送付して、確定申告書の送付をしないこととしています。ご理解とご協力をお願いします。

関係団体	平成29年分送付物
税理士	送付なし
青色申告会	お知らせはがき(※)
商工会・商工会議所	お知らせはがき(※)
庄原市役所	お知らせはがき(※)

※前年の申告で納付をしているなど、納付書が必要と思われる方に対しては、お知らせのはがきに代えて通知書を送付します。

確定申告会場は 2月16日(金)から開設します

庄原税務署での確定申告の相談は、2月16日(金)から税務署2階で開設する確定申告会場でお受けしています。なお、2月15日(木)以前でも、郵送・窓口提出は受け付けています。

※市役所での確定申告の受け付けは、2月16日(金)から3月15日(木)までとなります。